

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 7 回総会 次第	
日 時	令和 4 年 (2022 年) 10 月 24 日(月)15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・才藤主事・西村事務職員
欠席委員	2 番 浜野委員、 3 番 石澤委員、 9 番 岡崎委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。2 番 浜野委員、3 番 石澤委員、9 番 岡崎委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12 番 郷原委員、13 番 三橋委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、12 番 郷原委員、2 番 浜野委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 17 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 17 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、9 月 12 日から 10 月 7 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料 1～2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 4 年 10 月 4 日に共同住宅へ転用のため、令和 4 年 9 月 30 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第18号、農地法 第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第18号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、9月12日から10月7日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料3～6ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年12月9日に専用住宅へ転用のため、令和4年9月28日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年10月4日に共同住宅へ転用のため、令和4年9月30日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、6ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年2月2日に専用住宅へ転用のため、令和4年10月7日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第19号、令和3年度鎌倉市農業委員会の活動状況について、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、報告第19号、令和3年度鎌倉市農業委員会の活動状況等について、報告させていただきます。 資料につきましては、別にホチキス止めしております報告第19号参考資料・別冊をご覧ください。 例年この時期に前年度の活動状況について取りまとめを行い、

	皆様に報告しております。 令和3年度の活動状況を冊子にまとめましたので、その内容を簡単に報告させていただきます。 目次に記載のとおり、「1、鎌倉市の農業の現状」「2、鎌倉市の農業の特色」「3、鎌倉市の農業の主な課題」について、1～2ページに記載し、「4、農業委員会の活動」では、農業委員会の設置、目的、構成等、所掌事務、年間活動について、3～9ページに記載しました。 年間活動では、総会での審議項目、件数を記載し、議案は30件、報告件数は40件でした。 また、総会以外の活動等として、農地法違反の是正に向けた現地指導や、定期的な農地パトロール、委員研修などの状況や遊休農地解消対策協議会の活動状況を記載しました。 詳細については、お手元の資料をご確認ください。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第4、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料7ページの議案書及び8ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から [] に農地を貸し出すものです。8ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、 [] が耕作している土地です。 農業公社から [] への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり約24円で、年間23,200円となっています。 [] の農作業従事見込み日数は年300

	日、鎌倉市内で 8,204 m²を耕作しており、世帯員含め 1 名で営農するとのことです。 なお、対象地については、今回は農業公社を利用した貸し借りとなりますが、それ以前は農地利用集積計画による相対の貸し借りを行っており、実質継続の貸し借りとなります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番(和田委員)	議長。7 番。10月20日(木)午後2時より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、かぼちゃ、かぶ、大根、ビーツの作付けが行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12番。農業公社の会長名が持田氏に変わっているがようだが、農業会議の会長が兼任しているのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。機構改革があり、農地中間管理事業と農業会議が組織統合しました関係で会長名が変わっています。
12 番(郷原委員)	議長。承知しました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第5、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 資料は9ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑

	地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料9ページの議案第18号、及び10ページ、11ページの議案第18号 参考資料①②をご覧ください。 本案件は、[REDACTED]の死亡により令和4年5月8日に相続が発生したことに伴い、子の[REDACTED]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 相続人の農業経営開始年月日は相続開始年月日の翌日ですが、実氏は、相続前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1 番(小川委員)	議長。1 番。10月20日（木）午後2時より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、[REDACTED]においては、じゃがいも、にんじん、ブロッコリーなどが作付けされていました。 また、[REDACTED]においては、柿、ナス、里芋などが作付けされており、相続人も相続開始前から農業に従事していることから、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12番。[REDACTED]、地目は原野ですが、現況が畑だから生産緑地の対象ですか。
事務局(飯田補佐)	こちらは、現況は畑になっております。当初こちらの公図の参考資料①の右側地番669の一部は右側の三角形のところで、本当はこの上を入れて一筆で共同住宅が入っていたということです。今は共同住宅がなく全部が畑になっています。縁取りされている三角の土地のところ以外のこの筆全部、生産緑地からは外れていますが現況は畑になっています。
10 番(飯田委員)	議長。10番。資料①の左側、先程の三角形の下の方の下に小さな三角がありますが、ここは含まれていますか。

事務局(西村職員)	議長。含まれておりません。
10 番(飯田委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第18号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第6、その他、諸般の報告について、6件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールについてです。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを11月に、農業委員3名、農業委員会事務局職員2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、12番 郷原委員、13番 三橋委員、1番 小川委員にお願いします。 日時、集合場所等につきましては、後日調整させていただき、ご案内いたしますので、よろしくお願いします。 続いて諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 10月4日(火)に今年度7回目となる実践活動を実施しました。今回も暑さ対策のため活動時間を午前中とし、芋の収穫準備として芋のツル刈りを行いました。当日作業に御参加いただいた皆様、ありがとうございました。 また、10月15日(土)に、遊休農地解消対策協議会と協定を組んでいる三菱電機株式会社の社員の方と共に、芋の収穫作業及び現地の石拾いを行いました。当日は飯田委員にもご協力いただき、三菱電機の社員の方に収穫作業のレクチャーなどしていただきました。ありがとうございました。 なお、収穫した芋は、後日、協議会の会長、副会長と事務局で地権者に一部を手渡し、畑の回復状況について報告を行う予定です。 また、残りの芋については協議会の活動資金とするため、11月27日(日)に開催予定の「秋の収穫まつり」にて販売する予定です。例年は焼き芋として販売していましたが、今年度は新型コロナウイ

ルス感染防止の観点から、まつりでの飲食が禁止となっているため、生芋の販売とする予定です。

次の実践活動は11月9日（水）の予定です。11月からは作業時間を午後に戻し、午後1時30分に手広の圃場に現地集合、3時30分頃まで2時間程度の作業を予定しております。12月末までに同圃場は地権者への返還を予定しているため、11月後半には最後の耕うん作業を行う予定です。よって、11月の実践活動はその準備として、草刈りと石拾いを行う予定です。

また、当日が雨天の場合は、17日（木）に延期とします。

Cグループの皆様（飯田委員、石澤委員、市川委員、落合委員、三橋委員）は、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、よろしくお願いいたします。

続いて諸般の報告3、秋の収穫まつり、農産物品評会について、報告します。

新型コロナウイルス感染症のため、昨年度、一昨年度と開催できませんでしたが、今年度は3年ぶりに開催する予定です。

農産物品評会は 収穫まつりに先立ち、前日の11月26日（土）13時から15時まで、鎌倉市立山崎浄化センターにて行われる予定です。

収穫まつりは 品評会の翌日、11月27日（日）に 同所、鎌倉市立山崎浄化センターにて 午前10時45分から午後1時まで開催予定です。

なお、品評会 受賞者の表彰式は 優良農業者・漁業者表彰と合同で、11月27日（日）の9時から鎌倉市議会本会議場で行われます。

続いて諸般の報告4、優良農業者・漁業者表彰の実施について、報告します。

今年度の優良農業者はさがみ農業協同組合の推薦により、石井正子氏と徳増明美氏の2名となりました。

先ほどお伝えしたとおり、表彰式は、農産物品評会の表彰と合同で 11月27日（日）の9時から鎌倉市議会本会議場で行われます。

表彰式の参列にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、農業委員会を代表して、平井会長にお願いしたいと思います。平井会長には市から案内状が郵送されますので、ご列席をお願いいたします。

続いて諸般の報告5、農業委員会活動記録簿の進捗と確認について、報告します。

7月の総会におきまして、農業委員会による最適化活動に係る活動記録簿の作成について、お示しさせていただきました。

皆様それぞれ活動されていることと思いますが、この活動記録が今年度の農地利用最適化交付金の額に関連し、県からの中間報告が求められることも想定されるため、お忙しいところ恐縮ですが、来

	月の総会に活動記録をご持参いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。 最後に、諸般の報告6、11月総会等の日程について、報告いたします。 次回は、11月25日（金）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第7回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 12 番	所 了 司
議事録署名委員 13 番	三橋 義昭